

令和3年12月9日

神奈川県労働局長  
川口 達三 殿

神奈川県最低賃金審議会  
会長 盛 誠 吾

神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、神奈川県塗料製造業最低賃金及び神奈川県鉄鋼業最低賃金の改正、神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金、神奈川県電線・ケーブル製造業最低賃金及び神奈川県自動車(新車)小売業最低賃金の決定の必要性について、いずれも全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため答申する。